別紙

埼玉県新型コロナウイルス感染症検査機関設備整備事業補助金実施要綱の留意事項等について

　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関の設備に対し補助金を交付するものです｡

　なお、通常の県補助金申請とは異なり、内示・交付決定前に事業を行うことが可能です。

　（令和２年４月１日から遡及して適用となります）

１　補助対象機関

　○　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（政令指定都市、中核市及び左記管内の検査機関を除く）が

　　補助対象となります。

　○　対象機関については、民間検査機関や医療機関等（①～④）となります。

　　　検査を実施するにあたって、埼玉県との間で適正な委託契約を結ぶことが前提となります。

 　①　感染症指定医療機関

 ②　①以外の医療機関で感染症法第１９条又は第２０条に基づき入院患者が入院している医療機関

　　③　帰国者・接触者外来

　　④　帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関

　　「政令指定都市、中核市及び左記管内の検査を実施する機関」につきましては、貴検査機関が所在

　する市あてに、直接相談等くださるようお願いいたします。

　　なお、政令指定都市、中核市により交付要綱等は異なりますので御留意願います。

２　補助対象経費

　　補助金交付要綱第４条別表に基づき、補助対象の各検査機器に対して、基準額等が定められていま

　　す。（その額を超える部分については基本的に自己負担となります）。

　　また、予算の範囲内において事業を行うため、必要最小限の数を申請してください。

　○　補助対象の検査機器設置に要する工事費のみ対象経費に含まれます。

　　（補助対象設備の設置以外は、本事業では認められません。）

　○　補助事業で整備した検査機器は新型コロナウイルス専用です。

 　 　別のウイルス検査に用いるなど目的外に使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める

　　ことがあります。

　○　行政検査には、国立感染症研究所の検査マニュアルに記載の試薬を利用する方針となっており、

　　保険適用についてもこの方針を前提としております。

　　　このため、非承認の試薬を利用し行政検査を行えない検査機器は、補助対象外となります。

　　　なお、検査試薬代等は補助対象外となります。

　○　検査機器と一体となって利用する備品

　　・検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用する備品（１０万円以上）は補助対象となる

　　　場合もあります。

　　・検査機器のリース代も補助対象となりますが、令和２年度に係る費用に限ります。

４　変更申請

　○　当初の事業計画から増額又は減額となる場合、次の書類を提出してください。

　　①　埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業助金変更交付申請書　（様式第1－２号）

　　②　事業計画書（別紙１）、所要額調書（様式２－１）、所要額明細書（様式第２－２号）

　　③　理由書（任意様式）

　④　当該事業に係る歳入歳出予算抄本（任意様式）

　⑤　その他参考資料（カタログ・見積書　等）、申請書チェックシート

　○　変更交付申請書の提出の際には、変更内容が分かる理由書を提出してください。

　○　カタログ・見積書等については変更部分に係るもののみを追加で御提出ください。

５　実績報告

　○　事業が完了した場合には、実績報告書（様式第３号）を事業完了後３０日以内又は令和３年３

　　月３１日までのいずれか早い日までに御提出ください。

　○　実績報告書には、購入品目や支払金額が分かる領収書等を添付して御提出ください。